

河内長野市教育大綱



河内長野市

令和3年4月（改訂）

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化、グローバル化、通信技術の発達など、社会の状況も大きく変化しています。

このような時代の流れの中にあって、未来社会を担う子どもたちに、豊かな心と健やかな体、自主性や社会性そして確かな学力など、「生きる力」をしっかり身に付けてもらうことが求められており、そのため少しでもより良い環境や体制づくりが必要です。

また、人生 100 年時代を迎え、誰もが学びやスポーツ、芸術文化に触れることができる環境の整備を図り、学び続ける社会の構築が必要です。

さらに、本市が誇る日本遺産をはじめとした文化遺産や伝統的な祭り・慣習など、豊富な地域資源をしっかりと守りそして活かし、未来に継承していかなければなりません。

そのような思いを込めて、将来にわたり持続的に本市が発展していけるよう、この「河内長野市教育大綱」のもと、今後も市と教育委員会が一体となり、未来を切り拓く人材を育むことをめざす教育の実現に向けて取り組んでまいります。

河内長野市長 島田 智明



河内長野市では、平成 27（2015）年に国連サミットにおいて採択された SDGs（Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととしています。

本大綱は、SDGs の 17 の目標のうち、次の目標の達成に向けた取り組みを推進するものです。



目標 4 【質の高い教育をみんなに】
すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目次

第1章 河内長野市教育大綱の策定について	p. 1
1. 策定の趣旨	
2. 大綱の位置づけ	
3. 対象期間	
第2章 河内長野市の教育を取り巻く現状と「教育立市宣言」	p. 4
1. 河内長野市の教育の現状	
2. 「教育立市宣言」の意義	
第3章 「教育立市のまち河内長野」の基本理念	p. 7
1. 基本理念	
2. これまでの教育改革と今後の取組み	
第4章 6つの方針	p. 9
方針Ⅰ 生涯にわたる学習の基礎となる知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を 育み、学んだことを活用できる能力の育成を図るとともに人権尊重の精神 を涵養し、ともに学びともに育つ教育の充実を図ります。また、安全で安 心して学ぶことができる、質の高い教育体制や教育環境の維持・充実に取り 組みます	
方針Ⅱ 地域や家庭での学習の機会や場を充実させ、あらゆる世代の学びを進め、 学びの成果を活かしていく生涯学習の推進に取り組みます	
方針Ⅲ 「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持ち、大切に思う感情を醸成するた め、歴史文化遺産の保護と伝承に取り組みます	
方針Ⅳ 子どもから高齢者まで生涯にわたり、健康づくりや生きがいがづくりにつな げることができる、スポーツ環境の向上を図ります	
方針Ⅴ 家庭・地域の教育力を高め、地域総ぐるみで子どもたちを守り育む地域社 会づくりに取り組みます	
方針Ⅵ 市民一人ひとりが、外国人や外国につながりのある人々の多様な文化や価 値観を理解しあい、誰とでも支えあってともに生きていくための学びを推 進します	
(資料)河内長野市教育大綱の体系	p. 12

第1章 河内長野市教育大綱の策定について

1. 策定の趣旨

教育大綱は、平成27年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、策定するものです。

■地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）
（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

なお、国は、平成30年に第3期の「教育振興基本計画」を策定して2030年以降の社会を展望した教育施策の具体的な方向性を示しています。

また、大阪府は、国の基本計画を基に大阪府の教育の振興を図るため、平成25年に「大阪府教育振興基本計画」を策定するとともに、現在平成30年度から令和4年度までの後期事業計画を策定し新しい時代にふさわしい大阪府の教育のあり方や施策の基本的方向を示しています。

そして、河内長野市では、平成22年3月に全国で3市目となる「教育立市宣言」を行い、子育てのまち、教育のまち、文化財のまち、読書のまち、生涯学習のまちを市政の旗印として、教育によるまちづくりを標榜しました。

平成28年4月には、市長と教育委員会の連携をさらに深め、教育行政に関する課題やあるべき姿を共有し、本市教育の継続性、安定性に留意しながら、これまで築き上げた教育水準を維持向上させ、より一層民意を反映した教育行政を推進するために、「総合教育会議」での議論を経て教育の目標や施策の根本的な方針である「河内長野市教育大綱」を策定しました。

教育委員会ではこの第1期の大綱を基に河内長野市総合計画で具体的な施策を検討し、施策の実施に取り組んできました。

今後、第4次産業革命といわれる、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0(※)）の到来が予想されています。

学校教育においては、特に子どもたちが未来社会を切り拓くための資質や能力の育成などを観点にした新学習指導要領をふまえ、引き続き学力や体力の向上、豊かな心の育成、支援を要する子どもへの対応など充実させていくとともに、学校の小規模化や家庭における子育て環境の変化などへも対応していく必要が生じています。

社会教育関係においては、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を活かすことが可能となる社会の実現に向けての取り組みを充実させていくとともに、継続的、安定的な活動の場を整備していくことへの対応も必要です。

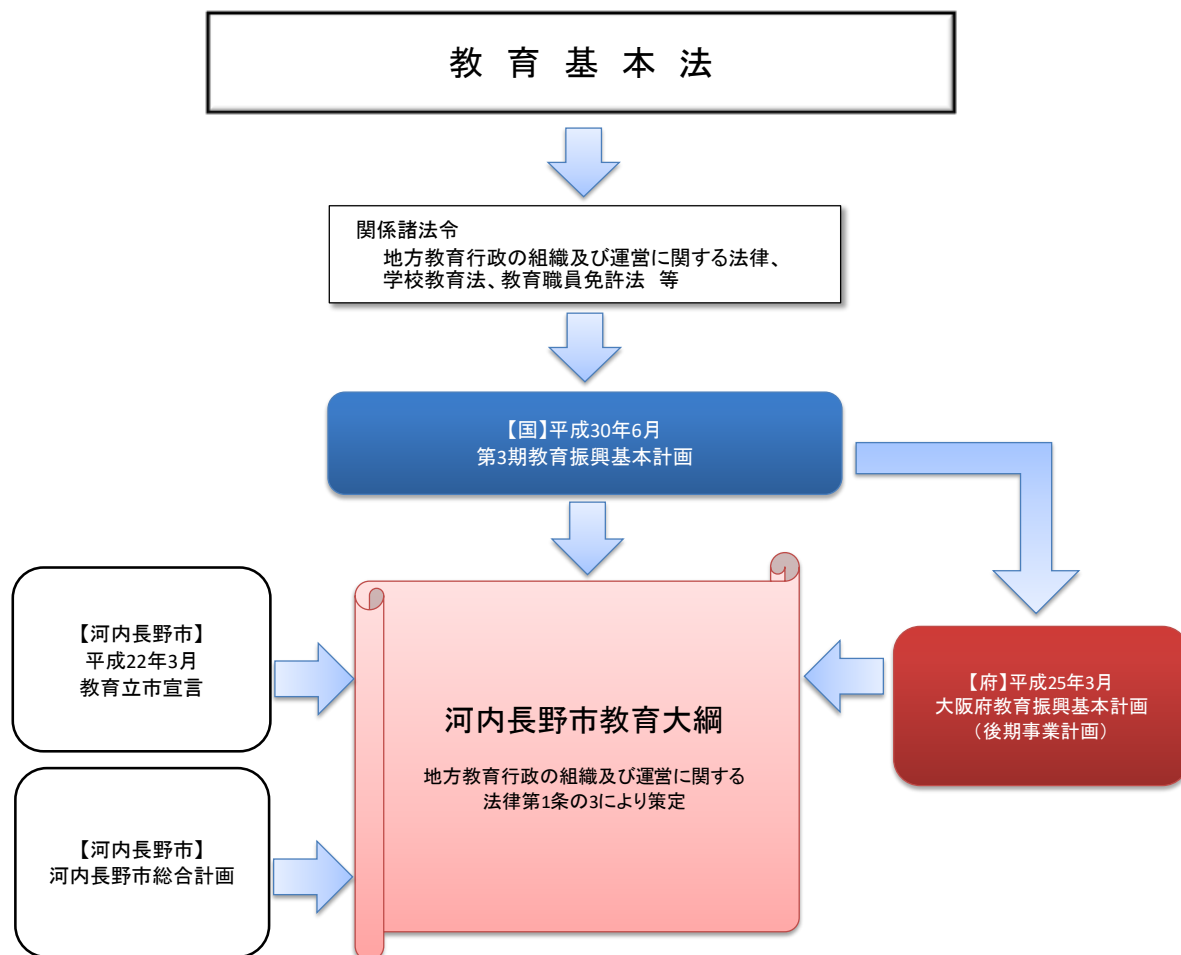
また、「誰一人取り残さない」とするSDGsを、地域の課題との関連で捉えた取組みに参画できる人材を育成するための教育施策を進める必要があります。

この度、第1期の対象期間（平成28年度～令和2年度）の終了に伴い、第1期の対象期間での成果や課題を捉えながら、新たな課題もふまえつつ第2期に向けた改訂を行います。

※Society 5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

2. 大綱の位置づけ

「河内長野市教育大綱」は、河内長野市総合計画並びに教育立市宣言との整合を図りながら、「教育立市のまち河内長野」の基本理念をふまえた方針を、「河内長野市教育大綱」として位置付けて定めるものです。



3. 対象期間

「河内長野市教育大綱」は、河内長野市総合計画の計画期間と整合を図るため、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を第 2 期の対象期間とします。

ただし、急速に変化する社会情勢により教育が対応すべき課題も変化するので、対象期間内においても必要に応じて見直しをおこないます。

第 1 期対象期間 平成 28 年度～令和 2 年度

第 2 期対象期間 令和 3 年度～令和 7 年度

第2章 河内長野市の教育を取り巻く現状と「教育立市宣言」

1. 河内長野市の教育の現状

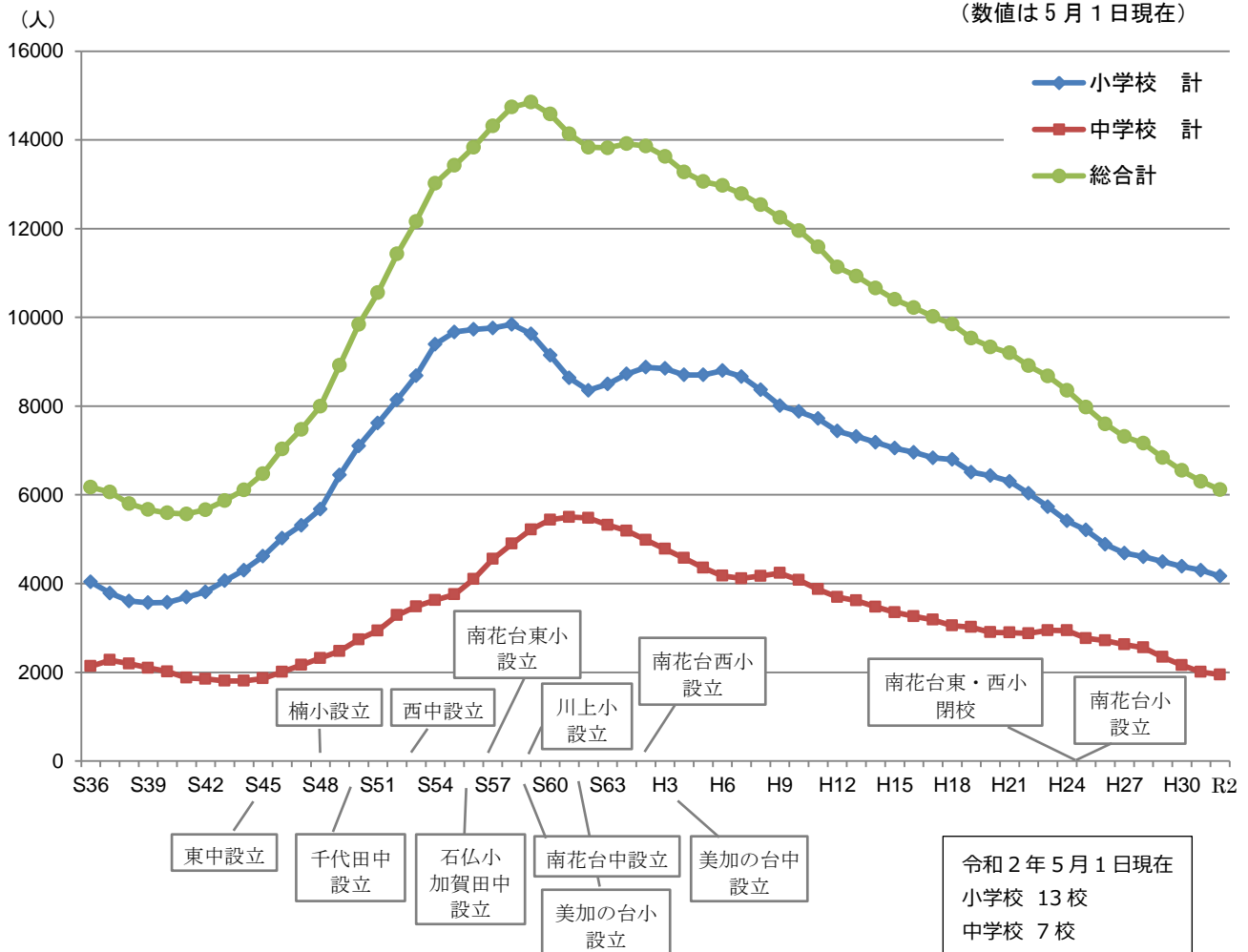
河内長野市の現状

大阪府の南東部に位置し、大阪市、堺市に次いで約 109 km²の市域を有する河内長野市は、その約7割が緑に包まれ、南東部には、金剛生駒国定公園の金剛・葛城山系が走り、南北に走る5つの谷に位置する市街地を包み込むように自然緑地が分布する、自然環境豊かな地です。

昭和29年、南河内郡の6町村（長野町・三日市村・加賀田村・川上村・高向村・天見村）が合併し、河内長野市が誕生しました。市制発足当時の人口は約3万人。その後、昭和55年から60年にかけて、大阪のベッドタウンとして人口は急増し、昭和50年に12校あった小中学校は、その後15年間で21校まで増加しました。この間、人口15万人を目標に市制が進められてきましたが、平成12年の約12万3千人をピークに減少を始め、現在、約10万4千人の人口となっています。（令和2年3月現在）

（グラフ）河内長野市立小中学校における児童・生徒数の推移

（数値は5月1日現在）



河内長野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおいて、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来人口推計（平成25年3月推計）」によると、今後、令和22年（2040年）には人口約7万7千人、令和62年（2060年）には約5万2千人となると推計しています。さらに、高齢化率も府内でも極めて高い上、少子化も急激に進行しており、14歳以下の子どもの数は、令和22年で約7.9%、令和42年で約6.6%に減少するものと見込まれています。

今後、今以上に人口が減少し少子化が進む中、一方で、従来機能し続けてきた地域のつながりが弱体化し始めている現状において、学校と家庭、地域が、それぞれに責任を持って子どもたちを育て教育していく風土を高めるとともに、教育を核としたコミュニティづくりをさらに進め、市民がそれぞれの立場で一生涯にわたって学び続ける学びの里を構築しなければなりません。

2. 「教育立市宣言」の意義

人口減少や少子高齢化等、我が国の教育は、今、大きく変わり続けています。その流れの中で、本市の教育の現状を再考察した場合、これまで取り組んできた公教育の在り方、考え方を大きく捉え直す必要が生じています。

そこで、こうした価値観の変革を伴う問題意識を浮上させ、制度、システム等も含め公教育の質を変革するために何らかの起爆剤が必要と言えます。それが、教育・人づくりを市政の中核に据えるという方針に基づいて平成22年3月、市議会が全会一致で採択した「教育立市宣言」です。これは、新潟県燕市、熊本県宇土市に次いで全国3市目となります。

温かなつながりに支えられた豊かな文化に包まれながら、市民全員が、学びを基盤に据えて、より良い生き方をめざす風土を醸成しながら、子どもたちも、大人も、ふるさとの豊かな学びが保障される“学びの里”を醸成していく。そして、特に、美しい日本の感性を養うことに軸足を置き、ふるさとをこよなく愛する心を持ち、グローバル化する社会でレジリエンス(※)を備えて活躍する人材を地域総ぐるみで育てていかなければなりません。

こうした思いを託して、宣言文の主語はすべて、“私たちは”に統一しました。

※ レジリエンス：困難に出会っても、そこから立ち直る力

河内長野市教育立市宣言

前文

河内長野市は、美しい自然、豊かな伝統や文化に包まれたまちとして歴史を築くとともに、市制施行以来、さまざまな都市基盤の充実に努めてきました。

日本の社会は、人口の減少や少子高齢化の到来の中で、技術革新、産業構造の変化、情報化、国際化などがよりいっそう進展した知識基盤社会へと移行していきます。

このような大きな変化の中であって、一人ひとりの健康で充実した人生のため、市民自らの意思と行動で、学びの場や機会を創出する生涯学習社会の構築が必要です。

そして、「わがまち河内長野」の活力を維持・充実させ、まちの魅力をさらに高めるためには、人々の根源的な営みである教育に大きな力を注ぎ、地域社会を再生させることを通じて、都市基盤を、潤いと魅力と夢があふれる生活基盤へと向上させなければなりません。

私たちは、教育が果たすべき役割を自覚し、人々が創り上げた教育の理念や目標をふまえ、市の発展、まちづくりの柱として教育を据え、その振興に向けて、市民総意のもとで協働して取り組むため、ここに教育立市宣言を行います。

宣言

私たちは、未来の宝として、学ぶ意欲に富み、心やさしくたくましい子どもたちを育てます。

私たちは、人を大切にする人権感覚の豊かな子どもたちを育てます。

私たちは、家庭の力、地域の力、学校の力など、市民の力のつながりを大切にし、市の未来を担う人となります。

私たちは、わがまち河内長野の伝統や文化を大切にし、ふるさとや地域を愛する市民となります。

私たちは、豊かな学びの場のもとに、生涯にわたって学び続け、自らの人生を充実させるとともに、学びの成果を活かして社会に貢献します。

第3章 「教育立市のまち河内長野」の基本理念

1. 基本理念

ふるさとをつながりによる豊かな学び ～ 輝く人づくりのために ～

河内長野市は、心を癒す大自然の恵み、豊かな歴史や伝統、誇れる多くの文化財、活力に満ちた人、人々のつながりなどが存する、教育・子育てにとっての宝庫です。

社会の光輝は、教育・文化から生まれ出るものです。河内長野市内に息づくこれらの豊かな宝を引き継ぎ、教育・子育てに対する市民文化を一層活性化させなければなりません。そして、未来に生きる子どもたちに夢を与えることのできる、と同時に、私たち自身も、自ら磨き互いを高め合いながら、生きがいを持って生涯を送ることのできる風土を構築し続けることが重要です。

教育・子育てにとって、人がすべてです。家庭力・地域力・学校力を左右するのは人的資源であり、人々の心と行動によって教育立市は実現されます。

言い換えれば、教育行政のみならず、学校、家庭、地域が相互に協力し合いながら、地域総ぐるみで、互いが良きパートナーとして協働してはじめて教育や子育ては機能するものです。それぞれに備わっている良さを発揮しながら、それぞれが持つ色を消すことなく、相互に固いつながりを持って、この「ふるさと河内長野」をつくらなければなりません。

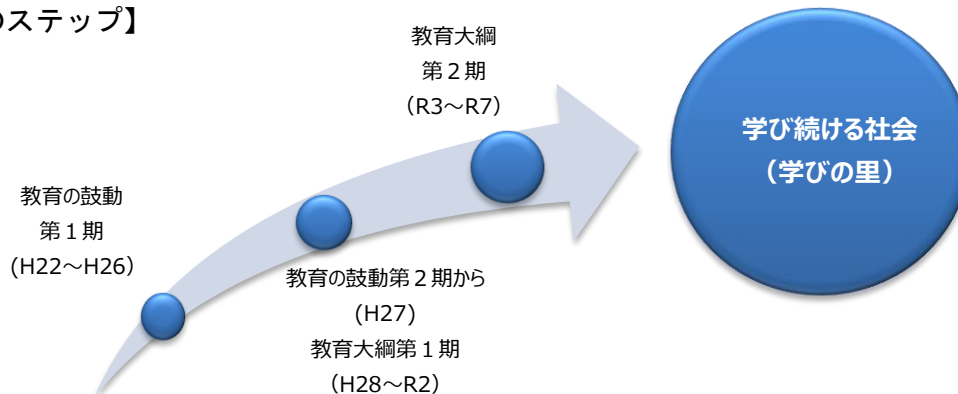
今、地域の隅々にまで高度情報化や国際化など多種多様な社会変化の波が押し寄せています。未来を生きる人たちは、これら予想をもできない社会の変化に対して自分を見失わずに対応するために、一生涯、様々な選択や決断の場面に遭遇するでしょう。自己の持つあらゆる知識や経験、能力を駆使して人生を切り拓く場面、人と協働して地域の課題解決に取り組む場面、さらには生きがいをもって心豊かに人生を楽しむ場面において、それぞれに投げかけられた課題を、学校や地域社会で育んだ人間性や知識及び技能、思考力・判断力・表現力を活用しながら、自身の生きる力に変えて、乗り越え又は解決していかなければなりません。

また、教育は、家庭教育・学校教育に終わるものではなく、人生100年時代を迎え、社会構造の変化に伴い求められる資質・能力の変化に生涯を通じて対応できるよう、社会に出た後も誰もが学び続けられる環境が必要です。生涯にわたる学びや地域における学び、ともに生きる学びの機会の提供を図り、学ぶことを生きがいにして自己実現を図るだけでなく、学ぶことの喜びによって笑顔あふれた人々が、さらに仲間の輪を広げ繋げ合い、地域の課題解決に向けて取り組む姿を築き上げなければなりません。

本市では、市民として誇りの持てる豊かな生涯学習社会、「学びの里」をつくりあげていくため、この基本理念をもとに教育振興を図ります。

2. これまでの教育改革と今後の取組み

【教育改革のステップ】



教育の鼓動第1期 (H22~H26)

教育文化の基盤整備

平成22年3月市議会で全会一致により採択された「教育立市宣言」を起爆剤にして、主に以下の取組みによって、地域の教育文化の土俵を整備する段階

- ・コミュニティスクール制度導入
- ・小中一貫教育の導入
- ・読書文化の構築
- ・伝統文化体験学習の導入
- ・「ふるさと学」の開始
- ・ICT教育環境の整備
- ・市民大学「くろまる塾」の創設
- ・文化振興、スポーツ振興
- ・親力推進協議会の準備
- 等

教育の鼓動第2期 (H27) から教育大綱第1期 (H28~R2)

教育文化の質的向上

教育の鼓動の第1期での取組みを基礎に据え、これらをさらに発展させるとともに、主に以下の取組みによって、学校教育、社会教育を中心に地域の教育文化の質的な向上を図る段階

- ・学校施設の有効活用
- ・学校を核にした協働型教育社会の構築
- ・第四領域(※)を重視した学習社会の充実
- ・インクルーシブ教育の推進
- ・小中一貫教育の充実
- ・放課後の育ちの保障
- ・日本遺産の認定
- ・図書館資料を活用した講座の実施
- ・「くろまる塾」を中心とした生涯学習の推進
- 等

※第四領域：地域社会での教育において、同じ目的や興味・関心を有する大人たちを結びつけ、その活動の中で子どもたちを育てていくという、従来の学校・家庭・地縁的な地域社会とは違う、新たな教育の領域のこと。

教育大綱第2期 (R3~R7)

社会変化に対応した教育文化の内容・体制・環境の充実

教育の鼓動第1期から現在までの取組みを引き継ぎつつ、教育を取り巻く大きな社会変化に対応していくため、さらに学校教育と社会教育の内容・体制・環境を発展・充実させるとともに、主に以下の観点で施策を推進し、次代を生き抜く力や地域の課題解決能力の向上を図り、学び続ける社会を目指す段階

- ・Society 5.0 へ対応する教育の充実
- ・教育関係機関との連携や外部人材の活用の拡大
- ・学校の小規模化対策
- ・学校給食の充実
- ・多文化共生の推進
- ・GIGAスクール構想に対応した教育環境の整備
- ・教育、スポーツ施設の整備体制の構築
- 等

第4章 6つの方針

基本理念に基づき、次の6つの方針で取り組みます。

方針Ⅰ

生涯にわたる学習の基礎となる知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を育み、学んだことを活用できる能力の育成を図るとともに人権尊重の精神を涵養し、ともに学びともに育つ教育の充実を図ります。また、安全で安心して学ぶことができる、質の高い教育体制や教育環境の維持・充実に取り組みます

多様で変化の激しい社会を生き抜くために、学校教育においては確かな学力・豊かな心・健やかな体を身に付け、個人として自立し、協働できる人づくりが求められています。

そのため、人権尊重の理念の理解を深め、個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識と技能に基づき、柔軟な思考力・判断力・表現力を用いて主体的に課題を解決したり、他者とコミュニケーションを取り協働して学ぶ態度を身に付けることができるように、生涯にわたる学習の基礎となる知・徳・体の調和がとれた「生きる力」（自ら学び、考え、行動する力）を育みます。

また、学校施設は学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点となり得ることから安全性を確保することは重要であり、引き続き施設面の整備に取り組みます。さらに Society 5.0 を見据えるとともに少子高齢化、食習慣の乱れ、感染症などの社会変化や課題に対応した教育環境の整備に取り組みます。

方針Ⅱ

地域や家庭での学習の機会や場を充実させ、あらゆる世代の学びを進め、学びの成果を活かしていく生涯学習の推進に取り組みます

人生100年時代を迎えて、全ての人が生きがいを持って、いきいきと創造的に暮らせる社会の実現のために、いつでも、どこでも、何度でも学び続けることができ、また学んだことを活かして活躍できるよう、図書館や公民館などで情報の提供や学びの機会の充実に努めます。そして、学びの成果が、個人だけでなく地域や社会にも還元され、まちづくりに活かされるよう、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための学びの推進を図り、生涯学習社会の実現をめざします。

方針Ⅲ

「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持ち、大切に思う感情を醸成するため、歴史文化遺産の保護と伝承に取り組みます

「ふるさと河内長野」に対する誇りと愛着を持ち存在意義を意識することが、グローバル化する世界で活躍する原動力となります。

本市が有する豊かな自然や日本遺産にも認定されている貴重な文化財の数々、地域行事、先人の教えといった伝統や文化を伝えていく取り組みを充実させ、自分たちが住む「ふるさと河内長野」を誇りに思い、大切に作る心を育みます。

方針Ⅳ

子どもから高齢者まで生涯にわたり、健康づくりや生きがいをづくりにつなげることができ、スポーツ環境の向上を図ります

市民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じ、生涯を通じて日常的にスポーツに親しみ、健康づくりや生きがいをづくりにつなげることができるよう、スポーツ活動の充実を図るとともに、適切なスポーツ環境を維持するために、スポーツ施設の整備・充実と、市民のニーズに合わせた施設運営を推進します。

また、総合型地域スポーツクラブなどの地域団体への活動支援や、指導者の養成、スポーツ教室・イベント開催等を行い、市民のスポーツ活動への参加を推進します。

方針Ⅴ

家庭・地域の教育力を高め、地域総ぐるみで子どもたちを守り育む地域社会づくりに取り組みます

学校と家庭、地域社会がそれぞれに役割とその責任を持ち、相互に協力し合い、地域総ぐるみで子どもを育む仕組みづくりを推進します。

また、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを進めるにあたり、多くの地域住民の参画を得て、子どもたちに地域社会とつながる機会を充実させるなど、地域に根差す青少年の育成を図ります。

方針Ⅵ

市民一人ひとりが、外国人や外国につながる人々の多様な文化や価値観を理解しあい、誰とでも支えあってともに生きていくための学びを推進します

グローバル化が進む社会において、異文化間のコミュニケーション能力に優れた人材の育成を図るとともに、国際理解を深めるための学習機会を提供し、文化や価値観、生活・行動様式の多様性、人権の重要性を理解できる、豊かな人間性を培います。

また、多文化共生の理解を図り、外国人市民の方々と助けあい、支えあうための学びの機会を充実します。

